## 法務省施設配置計画等に関する第1回市民懇談会概要

# 【開催概要】

開催日時	会 場	参 加 者 数
22.10.24 (日) 14:00~	市民ホール	27人(市民:22人、市外: 5人)
22.10.27 (水) 19:00~	富士見会館	50人(市民:45人、市外: 5人)
22.10.28 (木) 19:00~	市民交流センター	32人(市民:26人、市外:6人)
合	計	109人(市民:93人、市外:16人)

#### 【進行】

- 開会
- •挨拶(昭島市:佐藤副市長, 法務省:大塲大臣官房施設課長)
- ・ 施設配置検討案の説明
- 意見交換

#### 【配布資料】

- ・国際法務総合センター(仮称)配置イメージ
- ・国際法務総合センター(仮称)鳥瞰イメージ
- ・国際法務総合センター(仮称)相関図

# 【主な意見・質問】※11/12 までに提出された意見等を含む (意見)

- ・地域に馴染んだ違和感のない施設にしてほしい
- ・ 9 階建ての職員宿舎は可能な限り低層化してほしい
- ・木より高いスカイラインは認められない
- ・自然環境に対しての配慮を
- ・樹木は移植を行う等、極力残し、緑豊かな施設にしてほしい
- ・職員駐車場の出入りを都市計画道路側からにしてほしい
- ・児童公園としている公園は、多目的に使えるようにしてほしい
- ・初めて説明を受けたこの場で配置検討案について、意見は言えない
- ・立川基地跡地昭島地区での法務省の矯正施設の建設に反対である
- ・地域住民に対して市の思いやりがないことに憤っている
- ・富士見通りの既成部分も歩道の拡幅、無電柱化等環境改善を図ってほしい
- ・東中神駅の駅舎整備等については、住民の意見を取り入れながら、立川基地跡地の 開発と同時進行してほしい
- ・関係6者で区画整理事業についての基本協定を締結したことについて知らず、愕然 とした。
  - →(市) 基本協定は階段の1つ。締結したことについては市のホームページにも掲載 している。

#### (質問)

# 施設配置

- ・研修所のグランドや体育館等の必要性は
  - →(法) 朝礼や点検、訓練に必要である
- ・塀の位置や高さは
  - →(法) 位置はイメージ図で外塀と書いてある部分、高さは5m程度
- ・矯正医療センターのグランドの西側の体育館(少年施設部分)の箇所は塀がないのか
  - →(法) 体育館と体育館の間は壁をつなげ、塀のようにする予定
- ・セキュリティは
  - →(法) 塀はデザインや形により手がかりとなる部分を設けない等建物の構造自体 の工夫や機械警備等、セキュリティには万全を期している
- ・ゲートや守衛の配置は
  - →(法) 詳細は未定だが、矯正医療センターは、門扉等を設置し、施設に入る段階で 警備の者がチェックする
- ・収容者の搬送車の出入口はどこ
  - →(法) 図で7階建てと書いてある上(東側)の部分からの出入りを考えている
- ・北西端の白抜き部分はどうなるのか
  - →(法) 測量が済んでいない段階の絵なので、今後変わる可能性有り
- ・北西端の白抜き部分まで敷地を拡げる等で、建物の高さを抑えることができないか →(法) 国有地の有効利用という面があるので、関係機関と相談し、検討したい。
- ・緑道の幅員は
  - →(法) 7~8 m程度
- ・「水と緑」は、どこにあらわれているのか
  - →(法) 今後相談しながら、緑道整備や施設内の緑化等を図っていく
- ・大規模施設だが、施設の建築のコンセプトは
  - →(法) 建物の安全性や自然環境への配慮、トータルで考えた経済性、処遇が異なる 収容者の動線の工夫及び医療についての効率性の確保等
- ・用途や容積等の都市計画が決まらないと具体的には決まらないと思うが、今回の案 は法務省の考えということでよいか
  - →(法) そのとおり

## 施設規模

- ・矯正施設の収容定員は
  - →(法) 矯正医療センター850名(成人600,少年250),鑑別所80名,婦人補導院10名,将 来構想の女子施設は1000名程度を想定
- 各研修所の定員は
  - →(法) 矯正研修所・東京支所:400名,公安調査庁研修所:110名,国連アジア極東犯 罪防止研修所(以下「アジ研」):55名
- ・本地区で働く職員数は

- →(法) 矯正医療センター562名(成人457,少年105),鑑別所24名,婦人補導院3名,矯 正研修所55名,アジ研40名,公安調査庁研修所11名。医療スタッフ数は未確定。
- ・職員宿舎の戸数は
  - →(法) 354戸(独身75戸, 世帯279戸)
- ・将来構想の女子施設の収容定員及び職員宿舎の戸数は
  - →(法) 収容定員は1000名程度を想定、職員宿舎は134戸程度

# 法務省の施設について

- ・医療刑務所の収容者及び収容期間は
  - →(法) 東日本エリアの刑務所での受刑者の中で医療措置を要する者が対象で、医療 刑務所での収容期間は病状によるので一概には言えない
- ・現時点の移転元の矯正施設の収容状況は
  - →(法) (H22.9.30の速報値 収容人員/定員) 八王子医療刑務所265/439, 関東医療少年院49/124, 神奈川医療少年院75/80, 八王子少年鑑別所25/80。なお、東京婦人補導院については収容なし
- ・刑務所の誘致を希望している自治体数は
  - →(法) H22.9時点で19団体だが、医療系施設を整備するには交通利便性の点から難しい
- ・何故、現在法務省施設がある場所で建て替えを行わず、昭島市に新たに整備するの か
  - →(法)機能拡大や効率的な医療スタッフの配置のために、移転集約する必要があり、 東京近郊の国有地で要件を満たすのが、この場所である。
- 各研修所の内容は
  - →(法) 矯正研修所・東京支所: 刑務所等に勤務する職員に対して、基本的な学課等の ほか心理学や人権研修、非常時の対策を想定した訓練等を実施する施設 公安調査庁研修所: 公安調査庁に勤務する職員に対して、公安調査のあり方につい て研修する施設

アジ研:主にアジア諸国の矯正・司法に携わる裁判官や検察官等の実務家に対して、 犯罪対策等について討議等により研修する施設

## 事業の進め方

- ・法務省施設建築時の工事車両の搬入路は
  - →(法) 現時点では未確定だが、都市計画道路や区画整理事業の進捗を踏まえ決める
- ・都市計画道路の整備予定は
  - →(市) 平成24年度事業着手予定の土地区画整理事業と同時並行的な整備となる
- ・環境アセスや都市計画の進み方との整合は
  - →(市) 事業の速やかな進行を考え、検討を行っている

## その他

- ・立川基地が返還以降はずっと市街化調整区域だったのか
  - →(市) そのとおり。平成23年度中には、市街化区域に変更する予定である。

- ・施設の名称は
  - →(法) 現時点では仮称であり、今後、関係各所の意見を参考に検討
- ・11/12までの意見の提出先は何故、法務省ではなく昭島市だけとしているのか
  - →(市) 窓口の統一、市民意見の把握のためにも、昭島市単独としている